

第8回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

日 時 平成23年7月26日(火)

14:00～16:06

場 所 ジェトロ東京本部 9階F会議室

佐々木主査：

それでは、時間が参りましたので始めさせていただきます。ただいまから第 8 回の環境社会配慮諮問委員会を開催いたします。

審議に入りますまで、私、総務部の佐々木の方で進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に御連絡でございます。本日の会議、議事録作成のために録音をさせていただきます。御発言の際は、名前の後に御発言していただきますようお願いいたします。スイッチは係の者が入れますので、不要でございます。

次に、本日配付しました資料の件でございますけれども、大きく 2 つに分かれております。案件形成以外の資料と案件形成のものということでございます。大変申しわけございませんが、種類と分量が多うございますので、一つ一つは確認いたしません。議事進行中に不備にお気づきの際に、その都度お申し出いただければと思っております。よろしく願いいたします。なお、本日欠席された委員の方には、こちらの方から郵送させていただきます。

1) 挨拶

佐々木主査：

それでは、まず、委員会の開催に当たりまして、当機構の総務担当理事の平井昌博より、ご挨拶させていただきます。理事、お願いします。

平井理事：

理事の平井でございます。本日は、暑い中この委員会に御出席いただきまして、有難うございます。

先ほど皆様と名刺交換させていただきましたけれども、7月1日付で、前任の山田の後任として理事を拝命いたしました。これまでも総務部長時代、本委員会には関わらせていただきましたけれども、今後とも皆様には大変お世話になると思いますが、よろしく願いしたいと思っております。

ところで、皆様の御尽力によりまして、ジェットロ環境社会配慮ガイドラインは 2008 年 1 月 20 日から施行されまして、早くも 2 年半がたとうとしています。この間、過去 7 回にわたりまして、この環境社会配慮ガイドラインに則って、適正に事業を進めているかどうかを御検討いただき、御意見を賜りました。特に、経済産業省からの受託事業である案件形成調査事業につきましては、このガイドラインとの整合性を、一つ一つの案件につきまして御精査いただくなど、委員の皆様には多大な時間と労力を割いていただきました。その結果、最大限、私どもの事業にフィードバックさせるよう、努力してまいったところでございます。

ただ、既に御承知のとおりだと思いますけれども、今年は本調査の受託方法も変更となり、また、それに伴って、ガイドライン見直しの必要性も出てきていることなど、新たな課題もございます。一方で、受託契約の形式にかかわらず、公的機関としてのジェトロは、実施事業に関して、環境社会配慮姿勢を後退させないというのが、私どものトップの強い意向でございます。委員の皆様には、引き続き御苦勞をおかけいたしますけれども、これまで同様、忌憚のない御意見、御指導を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、お忙しいところを有難うございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐々木主査：

理事、どうもありがとうございました。

2) 出席者紹介

佐々木主査：

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。配付しております委員一覧の名簿順に、御紹介をさせていただきます。

まず、委員長で、東京工業大学大学院総合理工学研究科教授の原科幸彦様でございます。

早稲田大学理工学術院創造理工学部教授の村山武彦様でございます。

副委員長で明治大学法科大学院教授の柳憲一郎様でございます。

次に、名簿ですと、東京大学大学院新領域創成研究科教授の堀田昌英様のお名前が掲載されております。ただ、堀田先生、年間を通して、どうしてもお時間の都合がつかないということで、7月19日付で退任届が出されております。大変残念ではありますが、本件は原科委員長にも御相談申し上げて、御了承いただきました。補充の件でございますけれども、2年間の委員任期が今年度末でございますので、年度末までは1名減の9名体制で臨みまして、来年度当初に新たに補充するというようお願いしたいと思います。御了承方よろしくお願ひいたします。

それでは、名簿に戻ります。

前メコン・ウォッチ代表理事の松本悟様ですけれども、今日は都合により御欠席です。

国際環境NGO FoE Japanの満田夏花様も、御都合により欠席でございます。

社団法人海外コンサルティング企業協会専務理事の高梨寿様でございます。

社団法人産業環境管理協会参与の宮崎章様は、御都合により欠席でございます。

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員の田中研一様ござ

います。

株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行審査部環境審査室長、丸上貴司様で
ございます。

あわせて、ジェットロ側の出席者を御紹介させていただきます。

総務部長の古谷朋彦でございます。7月1日より平井の後任として着任して
おります。

機械・環境産業部長の市原健介でございます。部の名前が昨年度から変更
になっております。従前は産業技術部ということでしたが、今回はこういう名前
に変更されております。

総務部総務課長の野口直良でございますけれども、後ほど遅れて参加いたし
ます。

総務部管理課長の後藤眞知子でございます。

途上国貿易開発部総括課長の久保敦でございます。

機械・環境産業部インフラ・プラントビジネス支援課課長代理の村上義で
ございます。

総務部環境社会配慮審査役の作本直行でございます。

以上でございます。

次に、本日、一般の方が1名参加されております。本委員会におきましては
……、帰られましたか。

事務局：

資料だけ持って帰られました。

佐々木主査：

わかりました。それでは、説明は省略させていただきます。

それでは、審議に入りたいと思います。これより先は原科委員長に進行を願
いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

原科委員長：

承知しました。

それでは、開始いたします。第8回のジェットロ環境社会配慮諮問委員会
でございます。

3) 平成22年度実施事業における環境社会配慮の実施について

① 案件形成調査事業以外の関連事業について

原科委員長：

次第の3)でございます。「平成22年度実施事業における環境社会配慮の実

施について」でございます。通常は案件形成調査に対して検討してまいります
が、今回はまず案件形成調査事業以外の関連事業につきまして御説明いただき
て、このことを審議したいと思います。では、お願いします。

佐々木主査：

それでは、大久保課長、よろしく願いいたします。

大久保課長：

それでは、説明させていただきます。お手元の資料5をご覧くださいと思
います。

関連の事業でございますが、資料5の合計8件の事業を実施しております。

まず上の方の案件でございますが、平成15年からジェトロは、経済産業省
からの委託事業として、貿易投資円滑化支援事業というのを実施しております。
基本的には、専門家を派遣しまして、日本のすぐれた経済制度ですとか、シス
テムをアジアの諸国に移転・構築を進めるといった事業でございます。こうい
った事業をやることによって、日本企業のアジアでのビジネス環境を整備する
ということで、その重点分野が幾つかございまして、例えば知財権保護とい
った問題ですとか、物流の効率化ですとか、そういった重点分野の1つとして、
環境保護、省エネルギーの推進ということをテーマに、事業をっております。
その環境、省エネルギーをテーマとした事業が、上の1から6でございます。

例えば、エネルギー管理士制度、省エネ基準等の省エネ制度の構築・普及、
公害防止管理者制度の構築ですとか、公害防止技術の普及といったようなこと
を、他にもいろいろテーマはございますけれども、そういった制度構築を実施
しております。専門家は、平成22年度につきましては、合計で42人の派遣
実績がございます。

重立った成果を見ますと、1番目ですが、インドネシア西ジャワ州の公害防
止管理者制度構築支援ですけれども、指導教材が完成しまして、西ジャワ州で
初めて、公害防止管理者資格試験というのが実施されております。

それから、2つ目ですが、タイの省エネルギー普及推進体制構築支援でござ
いいますが、こちらについても、鉄鋼分野での省エネ診断マニュアルというのが、
専門家の指導によって現地ででき上がっております。

以上、これは経済産業省からの受託でございますが、ジェトロも独自に、い
ただいております交付金を用いて、2つ事業を平成22年度に実施しております。

1つ目が、メキシコ化学分野における省エネ改善指導でございますが、こち
らは平成8年から2年間にわたって、省エネ診断、省エネ改善指導というのを、
日本から専門家を派遣しまして実施しております。初年度は製鉄分野なので
すけれども、平成22年度は化学分野を対象に指導を、モデル工場を3つ選定し
てエネルギー診断を行って、その改善提案というのを見つけて、それを現地で

のセミナー、シンポといった形で披露いたしました。非常に満足度が高くて、専門家指導後、現地の企業からは、費用を出しますので診断して下さいというような依頼が来ております。

それから、一番下、広東省も省エネ診断というのを行っております。これは別の事業のプログラムでございまして、こちらのプログラムは、最終的に日本の省エネ関連の技術、機械を導入させるという目的でございまして、その前段として、日本のすぐれた省エネ診断を行って、そういった機器導入のきっかけにするという事業を行っております。

以上、簡単ではありますが、合計8件の事業を実施しております。

原科委員長：

どうも御説明、有難うございました。

途上国貿易開発課の大久保課長に、御説明いただきました。この件に関しまして、何か御質問ございますでしょうか。

高梨委員：

高梨ですが、これは、JODCさんで専門家派遣事業をやっている、それからJICAさんも同じようにやっていると思いますが、その辺のデマケというのはどういうふうに行っているのですか。

大久保課長：

まず、JICA様との違いですけれども、上の方の事業は、経済産業省からの受託でございますので、どちらかということ、こちらは、目的として、我が国の企業の国際展開に資する貿易投資の円滑化の環境整備ということで、事業を実施しております。JICA様の場合は、どちらかということ、公的部門の制度構築といった観点で行っております。その辺が違うところで、JODCさんは日本の企業の方から案件を公募して、その公募した案件を外部の有識者の方の選定委員会で選定して事業をやっているということですので、これは日本企業の方からの提案に基づいてやっている、そういった違いがございます。

高梨委員：

そうすると、ジェトロさんでは100%補助なのですか。

大久保課長：

これは受託なので、100%補助で行っております。

高梨委員：

どうもありがとうございました。

原科委員長：

よろしいですか。他にございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、もう1つ、平成22年度温室効果ガス排出削減等についての御報告を、今度は総務部管理課、後藤課長、お願いいたします。

後藤課長：

管理課の後藤です。

ジェットロは、京都議定書の目標達成計画と政府の実施計画に基づいて、平成20年3月31日に、温室効果ガス削減実施計画というのを策定しました。この実施計画では、平成18年度を基準として、平成22年から24年までの温室効果ガス排出量を、平均で6%削減するということを目標に立てています。

原科委員長：

これは資料6、7でよろしいですね。

後藤課長：

御説明するのは、資料6から資料10までです。済みません。

平成22年度の実績については、資料6に記載されています通り、18年度を基準年として比較した場合には、10.7%削減されているという結果になっております。22年度から24年度までに、平均6%の排出量の削減が目標ですので、既に目標達成のめどが立っているという結果になっております。今後また何か急変があれば、また数値が変わっていくということは考えられますけれども、今のところは、そういうめどが立っているという状況です。

今年度は、今はちょっと開けておりますけれども、窓側の空調機を停止したり、温度設定を高目に設定したり、照明を節減したりということで、さらに引き続き温室効果ガスの排出削減に取り組んでいきたいと思っております。

温室効果ガスの排出量の削減を促進するために、平成19年に環境配慮契約法というのが定められました。この法律では、国や独立行政法人が契約を結ぶ際に、価格面だけではなくて環境性能を含めて評価して、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者を契約相手先とするというねらいがあります。

その中で、電気の契約においては、裾切り方式というものの導入が求められています。裾切り方式というのは、電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取り組み状況を評価して、要件を満たした事業者のみ入札に参加できるというものです。ジェットロで唯一所有ビルに入居していますアジア経済研究所では、平成22年度の電気の供給を受ける契約において、この裾切り方式を導入しました。環境配慮契約法に基づく契約実績については資料7にありますけれども、これをホームページで公表しています。

それから、物品についても、国や独立行政法人は、環境に配慮した物品等の調達が求められています。根拠となる法律は、一般的にグリーン購入法と言わ

れているもので、国などの公的機関が率先して再生品などの調達を推進して、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目標としています。ジェットロは、グリーン購入法の規定に基づいて、平成22年度の調達方針をホームページで公表して、環境物品等の調達を推進してまいりました。この調達方針では、おおむね100%を目標としていたところ、目標達成率はほぼ100%という結果になっております。22年度の調達実績をホームページに掲載するとともに、23年度のジェットロの調達方針もホームページに掲載しております。それが資料8と資料9になります。今年度の方針も、おおむね100%を目標としています。

また、東京都では、平成20年7月に環境確保条例を改正して、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度というのを導入して、温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所を対象として、平成22年4月から温室効果ガス排出量の削減を義務づけています。ビルのオーナーが削減義務者ですが、そのテナントにもオーナーの削減対策に協力することが義務づけられています。アーク森ビルは削減義務者である対象事業所ですが、平成22年から5カ年の間に8%の温室効果ガス排出削減が求められています。この制度では、地球温暖化対策の推進の程度が特にすぐれた事業所として、東京都知事が定めた基準に適合したときは、対象事業所の温室効果ガス排出総量削減義務率というのが軽減されることになっていて、アーク森ビルは優良特定地球温暖化対策事業所に認定されて、削減義務が4分の3、つまり6%に軽減されることになりました。テナントであるジェットロにも東京都知事から優良特定地球温暖化対策事業所認定通知書というのが送付されてきています。それが資料10になります。

以上が、ジェットロの環境対策に関する御説明です。

原科委員長：

有難うございました。

それでは、何か御質問ございますでしょうか。

最後の東京都の優良特定地球温暖化対策事業所認定ということで、特にこのアーク森ビルが優秀だというのは、どういう点で評価されたわけですか。

後藤課長：

恐らく、例えばOA機器でも節電のものを使っているとか、電気についても常につけっ放しにしないとか、そういった節電効果だと思います。

原科委員長：

そういう具体的なインディケーターみたいなものは、あるわけですか。そういう定量的な。

後藤課長：

そこは森ビルに詳しく聞いてございませんで、申しわけありません。私たちも随分データを出して、冷蔵庫が何台あるとか、コピー機が何台あって省エネタイプとか、そういうのは出したのですけれども、済みません、そこまで詳しくは。

原科委員長：

他に御質問、ございますでしょうか。——よろしいですか。

先ほど、調達に関してはほぼ100%ということで、このところ毎年こういう格好だと思えますけれども、今後ともこういうことでしていただけるようです。ぜひこのように進めてください。

それでは、よろしければ……。いいですか。

では、どうも有難うございました。

②案件形成調査事業について

原科委員長：

それでは、次の部分に進みます。

次は②でございませんで。平成22年度案件形成調査事業についてということでございませんで。この調査の事業報告をお願いしたいと思えます。この件は機械・環境産業部の市原部長をお願いいたします。

市原部長：

平成22年度案件形成調査事業について、御報告申し上げます。資料は11になります。

この事業は、地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）という経済産業省の事業にかかわるものでございませんで。この事業に関しまして、ジェトロは前の年度と同様に、新日本有限責任監査法人が経済産業省からの受託事業として本事業を実施するに際して、案件の進行管理や詳細スケジュールの管理等の一部業務に関しまして、新日本監査法人から受託する形で実施いたしました。

この事業は、開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応等に関して我が国企業のすぐれた技術やノウハウを活用した円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査を実施して、円借款案件や官民パートナーシップを活用した事業を発掘・形成するという政策目的で実施されているものでございませんで。

1枚おめくりいただきまして、別紙1をごらんいただけますでしょうか。こちらに示すスケジュールで事業は実施されました。

まず、経済産業省の入札は、2月16日に公示、3月12日に入札されて、4月1日付で契約がなされております。

一方、案件の実施者の公募は2回行われておりまして、これは新日本監査法人が実施しております。第1回は4月21日に公示して、5月19日に締め切り、第2回については8月31日に公示されて、9月21日に公募が締め切られております。

それぞれ、第1回、第2回とも、その後、案件の審査と採択が行われ、その後、契約や精算の説明会が行われて、契約書の中身、実施計画書の詰め等が行われた後、第1回公募分については8月上旬以降、第2回公募分については11月中旬以降、順次、調査委託契約が締結されました。

調査委託契約後、調査実施者は調査をしたわけでございますけれども、第1回公募分については10月上旬以降、第2回公募分についても1月上旬以降、順次、中間報告が実施され、第1回公募分についての調査完了は2月15日、第2回公募分については2月21日、それぞれ調査報告書を受領して、調査委託契約は完了した、こういうスケジュールで実施されました。

一方、実施された案件でございますが、さらにおめくりいただきまして別紙2をごらんください。

平成22年度は計9件の円借款案件形成等調査が実施されておりまして、インド・太陽光集熱型コンバインド発電プラントプロジェクト調査、インドネシア・スラバヤ市都市鉄道建設計画調査、インドネシア・スラバヤ市都市内立体交差事業調査、ウクライナ・キエフ市地下鉄4号線建設計画調査、パラグアイ・公共放送設立及び地上波デジタル放送網整備事業調査、ベトナム・第二ミトワン橋建設事業プロジェクト調査、インドネシア・フルライス地域地熱発電開発調査、ベトナム・カイメップ・チーバイ国際港フックアン橋建設事業調査、タイ・ラノン港及びラノン～バンコクルートの実現可能性調査という計9件実施されたわけでございます。

資料11の最後のページ、別紙3にあります通り、この調査の公募提案要領の中に、明確に、ジェトロの役割というものを明記してもらい、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインに配慮した調査を実施するという調査実施の際の条件にして、ジェトロは案件管理をしたわけでございます。

また、先ほどの円借款案件の9件の他に、別紙2の6ページ、7ページにございますけれども、民活インフラ案件として、インド・チェンナイ IT コリドー沿線都市開発事業調査、インド・ムンバイ湾横断道路計画調査、ベトナム・ハノイ首都圏高速道路 PPP 事業調査、ベトナム・ホーチミン市スマートグリッド事業調査、インドネシア・タンジュンプリオク港アクセス道路 PPP 事業調査、インドネシア・タンジュンプリオク港官民連携港湾開発事業調査、ガーナ・国産随伴ガス利用メタノール・DME 製造プロジェクト調査、ベトナム・ハノイ環状4号線（北西側）PPP 事業化調査の計8件も実施しておりまして、この民活インフラ案件形成等調査におきましても、同様にジェトロの環境社会

配慮ガイドラインに従って調査を実施するという一方で、また、その案件の進行管理におきまして、この趣旨が反映されるよう私どもはその事業を進めたところでございます。以上でございます。

原科委員長：

どうも有難うございました。

それでは、どうしましょう。ここで御質問を受けた方がいいかな。審査報告をやっていただきますか。では、審査報告を続けてお願いします。

作本環境社会配慮審査役：

では、作本から、ただいま御報告のありました22年度の案件について、円借款9件、民活インフラ8件であります。簡単なレビューであります。その結果を御報告させていただきたいと思っております。資料の方では17になります。

全体的に、調査報告書の環境社会配慮面の記述というのが、質的に向上しているという印象を持っております。ただ、やはりまだまだ改善の余地は残っているという気がいたします。

2つ目に、調査を実施される外部の方は、通常、前例、既にでき上がった報告書を参考にしつつみずからの報告書を作成する傾向にあります。このため、毎年の積み重ねというものが、報告書の質を向上させる上でとても重要であるし、近道であると考えております。

3つ目に、皆さん方からいただく意見書であります。その効果はとても大きいものだと思います。企業からのプレゼンテーションの場で、産技部の方が直接意見書を配付してくれております。そういう意味では、調査を実施する人への注意を喚起するという点ではとても配慮の浸透に役立っているというか、大きな意味があると考えております。

次ですが、昨年度の一部報告書に関しては、御存じかと思っておりますけれども、非公開にして下さいという要望が出されたことがありましたけれども、結果的にはすべての報告書は公開されることになりました。

次は、若干気づいた点でありますけれども、平成22年度の報告書につきまして、意見書等での御指摘もありませんけれども、参考文献や引用の指摘がまだ漏れているものがあるという気がいたします。

あと、これも以前にも意見書で御指摘のあった件であります。EIAの取得済みの件が4件ほどありました。1件は、対象事業所とEIAの対象地がずれている、違っているから実施するという場合が含まれていました。あと、SEAが州政府で承認待ち状態というのも1件含まれております。

次に、項目順ではありませんけれども、環境社会配慮項目の洗い出しというのが十分なされているかという点、まだまだ改善の余地が残っているのではないかと気がいたします。そういう意味では、まだまだこれから検討を深めていく必要があるのではないかとと思います。

あと、ステークホルダーからの意見聴取についても、意見書等で御指摘いただいておりますが、まだまだそちらの方も記述が全くないという報告書が含まれております。

そういうのが、昨年度、22年度の報告書に関して気づいた点であります。

中長期的なこれからの課題といたしましては、途上国関連の案件が多いものの、環境面にかかわる事業の必要性あるいは経済社会への影響、生態系、このような情報につきまして、現地事情を踏まえた上での調査がまだ足りないのではないかという印象を持っております。

2つ目は、調査案件ごとに担当者が異なる、あるいは短期間の調査で、私どもの報告書の質をどのように向上させていったらいいのか、ということが大きな課題であります。そのためには、早い段階で調査担当者に明確な指示を行うこと、あるいは作成マニュアルの中で、明らかな指示を行うことということが大事なのではないかと思います。

次は、すべてにおいてではありませんけれども、環境項目の洗い出しにおきまして、自粛するような姿勢が見られます。そういう意味では、項目洗い出しに、不十分な結果が出てしまう傾向があります。また、環境対策に関しての記述が少ないものがあり、これについての改善が必要ではないかと思えます。

次の大規模住民移転、これについては意見書でも御指摘をいただいておりますけれども、重要な環境配慮項目が予測される場合においても記述が簡単である、あるいは基礎情報を収集していない、というようなことはまだ見られます。

また、調査担当者の実施能力の向上です。具体的にどういうことかといいますと、途上国での調査というのは大変なことだと思いますけれども、環境社会配慮という言葉の意味合いをよく理解していただいて、途上国の経済社会面への関心を深めていただきたいということがあります。調査者にとっては極めて短い調査期間でありますし、あるいは言語等の問題もあるかと思うのですけれども、やはりここでみずからが事業予定地に赴いて、さまざまなステークホルダーから意見聴取を行うなどといったようなきめ細かい調査をぜひ実施していただきたいという気がいたします。

さらに、選択肢、これもガイドラインの中で指摘されている項目ではありませんけれども、これについては、どういう方法で、他の選択肢との比較検討を記述したらいいのかということで、記述方法も含めて、委員の皆様からお教えいただければ有難いと思えます。

次はステークホルダーであります。意見聴取の範囲が極めて狭いということで、これについても、意見交換の記録を報告書に掲載してくださいということをお願いしておりますけれども、場合によってはないものもあります。

これは記述の具体例でありますけれども、環境社会配慮項目を並べなさい、列記しなさいという場合に、JICAのチェックリスト質問項目表というのが代々使われてきておまして、それに従って、こういう項目がある、なしということを中心に記述する方法が一般的に行われてきました。あるいは広く行わ

れてきました。しかしながら、記述の方法によっては、環境影響の有無だけを書き込む結果、環境対策面の書き込みが浅くなってしまいうことがよく見られました。そのようなことで、むしろこのチェックリストそのものを転記するようなというか、利用するような書き方をむしろ控えてもらうように私どもは指導しているつもりであります。

御参考までに、平成21年度と22年度に委員の皆様方からいただいた意見書を別紙のとおり、提出年度別に、あるいは将来の改善方法をA、B、Cに分けて、簡単に整理してみました。フィードバックにも利用可能かと思えますので、最後に御参考までに添付させていただきます。

以上です。

原科委員長：

どうも有難うございました。最後に過去2年間の意見書の指摘内容を整理していただきました。参考資料をつけております。

以上、事業報告、審査報告をいただきました。御質疑はございますでしょうか。

最初に、事業の中で、これはタイミングが2回ありますね。第1回公募、第2回公募。調査期間が、第1回だと半年ほど使いますね。第2回は3カ月ぐらいで、随分差が大きいでしょう。この辺のことはどんなふうに判断したらよろしいですか。さっきも、調査期間が短いのでなかなか厳しいと、書いてありましたけれども、6カ月、3カ月、随分差があるので、これはどんなふうに考えたらいいのか。

それから、現実に、今回の9つの案件あるいは8つの案件で、第1回公募と第2回公募、どのようなことになりますか。4ページ、5ページが円借款案件形成等調査ですね。これは第1回公募でやったのはどれになりますでしょうか。

市原部長：

まず、円借款でございます。第1回で採択されましたのは、1番、インド・太陽光集熱型コンバインド発電プラントプロジェクト調査、2番、インドネシア・スラバヤ市都市鉄道建設計画調査、3番、インドネシア・スラバヤ市都市内立体交差事業調査、4番、ウクライナ・キエフ市地下鉄4号線建設計画調査、5番、パラグアイ・公共放送設立及び地上波デジタル放送網整備事業調査、それから6番、ベトナム・第二ミトワン橋建設事業プロジェクト調査までです。

原科委員長：

7、8、9が第2回の公募ということでございますか。

市原部長：

7、8が、第2回採択分です。9は、緊急ということで、これは経済産業省か

らの指示で追加的に実施されました。

村上課長代理：

そうですね。仕様が経済産業省から示されて。

原科委員長：

第2回公募より後に来たという感じなのですか。

村上課長代理：

第1回の後にです。タイミングとしてはその後で。

原科委員長：

第2回の前。

村上課長代理：

はい。

市原部長：

ということで実施しております。

それから、民活インフラ案件の第1回採択分でございますけれども、1番、インド・チェンナイITコリドー沿線都市開発事業調査、2番、インド・ムンバイ湾横断道路計画調査、3番、ベトナム・ハノイ首都圏高速道路PPP事業調査、4番、ベトナム・ホーチミン市スマートグリッド事業調査でございます。5番以降は第2回採択分になります。

原科委員長：

では、そういうことがわかるようにしておいた方がいいかもしれないですね。調査期間の条件が随分違いますのでね。

そうすると、これは調査といっても随分様子が変わるので、報告書の評価もなかなか難しいかなと思いますけれども、どういうぐあいに考えたらいいのかな。しょうがないのですかね。

何か御意見はございますでしょうか。

作本環境社会配慮審査役：

現物がそちらにあります。

原科委員長：

では、そういうふうなことだということで御判断いただきましょう。

では、何かほかに御質問ございますでしょうか。

丸上委員：

実施体制について、少し先走って資料12を見ますと、23年度は「調査内容に関する環境社会配慮調査項目を盛り込んだ実施計画書を作成するよう指示した」との記述があるのですが、資料11の22年度の方にはそのような記述がありません。22年度は、調査に着手する前にそのような指示はなされなかったということなのでしょうか。

市原部長：

先ほど、資料11の別紙3で説明申し上げましたとおり、平成22年度に関しては、公募提案要領そのものにジェトロの環境社会配慮ガイドラインに従ってこの事業を行うということが公募の段階から明記されておりました。もちろん実施計画書をつくる时候にもそれが条件になり、そういう指導を我々の方からいたしております。ですから、公募要領に書いてあるという観点から既に土台からして違うという状況です。23年度は次の議題なので、まだ御説明申し上げておりませんが、22年度はもちろんジェトロの環境社会配慮ガイドラインに従ってやっております。

丸上委員：

先ほどの作本審査役のレビューの御説明を聞いていますと、22年度の作成報告書について、環境社会配慮についての洗い出しが不十分なものがあったといった指摘がありましたので、その辺の指導は、調査に着手されるときにどの程度やっけていращやるのかなと思って質問したものです。そうすると、22年度までは、公募の中の資料にその記述があって、そこに含めて事業者には説明をしていたということなのですね。

市原部長：

はい。ですから、その項目が入っていない実施計画書では契約できないということでした。

丸上委員：

わかりました。

原科委員長：

どうも有難うございました。他にいかがでしょうか。

村山委員：

先ほど作本審査役からお話があったように、案件の中には既に相手国でアセスメントが実施されているというものが複数あるわけですね。これは昨年度も議論になったのですが、内容として、既に相当程度の影響評価はされているにも

かわらず、もう一度同じようなことがなされているのか、あるいは、相手国のアセスメントにまだ不備があって、追加的な調査がやはり必要で、今回そういうことが加わってきているのか、そのあたりはいかがでしょうか。そもそもそういうことが確認できるような資料があるかどうか、というのもあるのですが。

作本環境社会配慮審査役：

ただいまの村山委員からの御質問についてですけれども、同じことが繰り返されているかどうかということについては、私ども、十分な資料を持ち合わせておりません。ただ、E I Aによる許可を既に取得済みというような記述が、報告書の中に書かれているということから、必ずしもそれが推測できない内容ではないというか、案件形成という事業目的からも他事業とのダブリがあってはいけないのではということがありますので、もしかしたらという意味での可能性を気にかけているのです。

あと、既に申し上げましたけれども、E I Aを既に取得したけれども、実際に事業を展開するときには対象地域がずれていた、違っていた、というようなことも1件含まれております。最近、インドネシアでは、戦略アセス、S E Aが導入されておりますから、これに伴って、州レベルでのアセスを承認待ちである、というようなことも出ておりますように、それぞれの国での対応は違うのですけれども、本調査事業でアセスが既に終わって許可をとれているということは、やはり私ども、考えてみる必要があるというテーマではないかと思っております。

原科委員長：

E I Aというのは事業段階ですね。プロジェクトE I Aという意味ですね、このE I Aの意味は。

作本環境社会配慮審査役：

プロジェクトアセスです。

原科委員長：

だから、案件形成調査というのに、プロジェクトアセスが終わったというのは、案件形成調査という趣旨と合わないような感じがしますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。つまり、案件形成だから、普通、E I Aの前の段階ですよね。S E Aならわかりますけれども。E I Aが終わってしまっていたら、もう案件ができてしまっているという感じがしますがけれども、そんなことではないのですか。

作本環境社会配慮審査役：

それに関しては、それぞれのE I Aの許可要件とか、内容を見てみないとわからないのですが、一般的には、E I Aを既に取得済みということは、場合によっては調査のダブリという可能性が疑われるのではないかということ、一般に意識させるテーマであります。ただ、ここはやはり、この委員会というよりも、むしろ案件を採択するところで、そこはきちんと目を光らせてもらう、そういう性格のものであります。

原科委員長：

どの段階の調査なのかわかるようにね。

作本環境社会配慮審査役：

ええ。

原科委員長：

気になりますね、これは。他にございますでしょうか。

今の件は、案件を採択する段階で、E I Aが終わってれば、案件形成とは考えにくい部分があると思うので、慎重に御判断いただければと思います。

村山委員：

ちょっと追加なのですが、物によっては……

佐々木主査：

申しわけありません、議事録をとっている関係で、名前を、例えば「佐々木です」とか「作本です」とか、最初に言っていただくと。申しわけありません。

村山委員：

申しわけありません、村山です。物によっては、結構時間があいているものがありますよね。例えば、ウクライナは2006年にE I Aということですが、もう4年ぐらいたっているということで、先ほどおっしゃったように、1度E I Aをやっている、事業の内容を変えて、場所が少し変わったりということ。そのあたりはどう考えればいいのかね。もう一度やり直すということになりますか。そういう状況でも、やはりもうE I Aは取得されたということで現地は動くのでしょうか。

作本環境社会配慮審査役：

作本です。E I Aを取得したから、それは有効期間がいつまでもということは必ずしもないと思うのです。5年以内に事業を開始しろとか幾つかの条件を付している国もありますので、過去に既にE I Aが終わっているからということで、必ずしももう一回やる必要はないということは断定はできないかと思うの

です。あるいは、先ほどのように対象地が変化したこととか、いろいろ状況はあるかと思うのです。ただ、一般的には、E I Aを既に取り得しているというこの前提は、きちんとした説明が報告書の中でもなされるべきところではないかと思えます。

村山委員：

村山です。そういう意味では、先ほど、公募段階でのチェックというお話もあったのですが、報告書を提出していただくときに、追加的な資料として、過去に何か関連するE I A、S E Aの報告書があれば出していただいで、我々もそれを見ることができるよう仕組みがあってもいいのかなという気がします。

原科委員長：

今の件はどうでしょう。

作本環境社会配慮審査役：

ただ、過去のE I Aを取り寄せて、また皆さん方に御検討いただくというような、そういう時間的な余裕があるかどうかは必ずしもはっきりしませんけれども、1つ考えてみる材料ではあるかと思えます。

高梨委員：

高梨です。1つ想像がつくのは、向こうでF Sを当時やったけれども、ファイナンスがつかなかったのではないかと思うのです。だけれども、E I Aというものは一応記録としては残っている。だから、日本側の調査団が行ったときに、調べてみるとE I Aのレポートがあった、というようなことがあると思うのです。ただ、時間がある程度たっていると、状況が変わっているということもあるので、ワークフローの中間報告段階で、ジェットロさんはどういうふうなチェックをするのかわからないのですが、通常、現地調査が終わった後に、調査団の方からお話を聞くようなチャンスがあれば、そういうときに、E I A関係どうでしたか、というような確認ができるのではないかなと思うのですが、ちょっとこのプラクティスを私は知らないで、その辺はどんなふうに進めたらいいのですか。

村上課長代理：

村上です。中間報告会はすべての調査団にお願いしております、通常ですと第1回の現地調査が終わった段階で、委託元等の関係者に対して報告いただいでいるというところがございます。調査実施計画書に照らして、実際行ってみてこういう状況でしたということを報告していただいでいます。

高梨委員

高梨ですが、そうすると、今みたいな報告が当然あるわけですね。行ってみたら2006年のEIAが既にありましたと。

村上課長代理：

EIAに限らず、実際の提案段階とは状況が違っていたとか、そういうことは多かれ少なかれございます。

高梨委員：

それがあった場合には何か指導されるのですか。EIAはあるというけれども、一応レビューしてみてくださいとか、補足的なものが必要かどうかを、あわせてチェックしていただいていますでしょうか、というようなことは。

村上課長代理：

実施計画書に沿った形で報告書をつくっていただいておりますので、そちらで書かれている項目についてはフォローするようということをお願いしております。

高梨委員

そうすると、作本さんのようなコメントというのはどういうふうになるのですかね。

作本環境社会配慮審査役：

作本です。採択の委員会がありますよね。私どもはもう採択が決定された後の案件についてフォローする。先ほどお配りした意見書の整理にもありますけれども、それは政策関連のいろいろな考えが入った上で案件が選ばれると考えます。ですから、必ずしもアセスが既に終わっているからということだけで私どもは排除できるという立場にない。受託者の立場ということもありますが。そのようなことで、プレゼン等の担当者には意見等を確認することもありますけれども、報告書の中できちんと書かれてしまいますと、やはりそれはきちんとした説明がない限りは不安を与えているというか、そんな気がいたします。

原科委員長：

アセスメントのタイミング、プランニング、どの段階でやるかによりますね。日本では、ほぼ事業実施が決まった段階でやりますので、アセスが終わったらもう事業は決まっているから、案件形成とは言えないと思いますけれども。ただ、国によってはもっと早い段階でやる場合もあるので、どういうタイミングのアセスか、そんな情報も必要ですね。

作本環境社会配慮審査役：

そうですね。

原科委員長：

それによりますね。では、他に、今の件。

田中委員：

田中です。資料11の一番下に「実施状況」というのがございますけれども、13年間で265件と。この中で、私どもJICAは、皆様方がお作りになられた調査資料の中から、協力準備調査という、以前は開発調査とも呼んでいましたけれども、そういったもので、次の段階で、実際のマスタープランあるいはフィージビリティスタディを作っていくような作業もしているわけなのですけれども、もしお手元に資料があれば、このうち何件ぐらいが、私どもJICAの方に来て、それが実際のマスタープラン、フィージビリティにつながったか、そういう情報がもしございましたら、教えていただきたいと思いました。今お手元になければ、後ほどで結構ですので、教えていただければと思います。まずこれが1点です。

原科委員長：

この件はいかがでしょう。

村上課長代理：

では、後ほど調べて。

田中委員：

今申し上げた理由は、同じ税金でやられているジェトロの皆さんのお仕事と、私どもJICAの仕事、これが、やはり有機的につながっていくことが大事だと思います。特に円借款案件形成等の調査ということですので、せっかくやられたことが、私どもの方にも、いいものであればぜひつながってほしいと、いうふうに以前からこの委員会でも申し上げてきました。そういうことが、ぜひ実現していければと思っております。

それに関連しまして、先ほど審査役の作本さんから、資料17の2ページの最後の方に、チェックリストの質問表を、JICAのものを使っていただいでいて、公害関係にシフトした書き方が目立っているということだったのですが、以前お話しさせていただいたのですけれども、JICAは、統合のガイドラインを作るに当たって、2004年に新ガイドラインというのをJICAとして作った際に、スクリーニングフォーマットというフォーマットを作りました。その中で一番大事なものは、細かな環境社会配慮の影響項目の抽出ももちろん大事なのですが、それ以前に、その事業の必要性、妥当性、正当性をどう判断で

きるかということで、項目を作りまして、まず、提案されたプロジェクトが、その国の上位計画との整合性はどうなっているか、このあたりがきちんと説明できるか、というのを書くようになっています。

続いて、実際そのプロジェクトについて、どういうステークホルダー協議が行われたかということで、いわゆる役人の皆さんだけで決められた計画なのか、そこにNGOの人たちも入ったのか、あるいは関係する住民も入ったのか、その他関係者が入ったのかという項目に、チェックするようになっているのです。こここのところを、まさにこういったジェトロの調査を行ったときに調べていただくと、そのプロジェクトの熟度というのがどのあたりにあるか、ということの1つの判断材料になると思っています。このスクリーニングフォーマットは現在も私どもJICAの方でも使っておりますので、これをまたこの調査で活用していただくというのが大事かなと。今お手元にありますけれども、2-2、2-3、そのあたりがとても大事ではないかと思っております。

この調査の場合には期間も短いものですから、私ども、実際にマスタープラン、フィービリティをやるときは1年あるいは1年半、長いのでは2年近くやるものもございまして、そういったレベルの調査とは期間的なもの、費用的なものを含めて違いがあると思います。いわゆる予備調査的な性格の調査で行われるものだと私は思っておりますので、今申し上げたような点がきちんと書かれてある、ということがとても大事ではないかと思っております。そのあたりが、まだちゃんとした議論がされないということで、既にEIAはできていますというプロジェクトがあれば、大きな橋梁のプロジェクトですとか道路のプロジェクトで、既にEIAは行われましたということが書かれてあったとしても、ステークホルダー協議が関係住民とかNGOも入ってやられていないのにEIAができていたとしたら問題です。それは例えば、私どもJICAが協力する場合の姿勢としては、JICAとしてはガイドラインを適用して実施することになりますので、もう一度先方が開催するステークホルダー協議をやり直していただき、プロジェクトの代替案を議論するところから、マスタープランとして道路案件なり橋梁案件の調査をしていくという形に、恐らくなっていくのだと思います。そういうことが、実際に、これから先ほど申し上げましたような協力関係を深めていくに際しては、重要なポイントになってくると思っております。以上です。

原科委員長：

どうも有難うございました。

今の件に関して、何かございますでしょうか。

作本環境社会配慮審査役：

作本ですけれども、ただいま田中委員から御指摘いただいた点につきましては、前にアドバイスをいただいたので、私どものスクリーニング様式の2-2、2

－ 3 に既に挿入済みであります。ただ、御指摘いただいたように、きちんと書かれているかどうか、そういう読み込みをどうしてもこれから我々の能力向上も含めてやっていかなければいけないという気がいたします。御指摘、有難うございます。

田中委員：

田中ですけれども、この円借款案件形成等調査は提案公募型となっていってしまうので、恐らく相手国の状況を調べるに際して、民間企業の皆さん、あるいはコンサルタントの皆さんが提案公募で出してくる、そのあたりの状況把握の考え方が若干違う面があるのかなという気がするのです。といいますのは、先ほどから繰り返し何度も申し上げましたように、ステークホルダー協議が最初の計画段階からきちんと行われるかどうかというのと提案公募でやるという考え方には、ずれがどうしても出てくる可能性があります。通常、提案公募の場合には、そのプロジェクトをやるという前提で提案公募されるケースもやはりあるのではないかと思いますので、そのあたり、提案公募という形の場合と、相手国政府から要請のような形で調査が行われるようお願いが来て、それに対して行うという形では、若干の違いがあるのかなと思いました。ですから、大型のインフラ案件になればなるほど、初期段階からプロジェクトのいわゆるオプション、いろいろな選択ができるようなステークホルダー協議が最初から行われるようなやり方を、大きなインフラになればなる程、採っていく必要があるのではないかと、そういうふうに思っております。

原科委員長：

有難うございます。他に何かございますでしょうか。

よろしいようでしたら、そろそろ、これは皆さんに審査していただきたいので、分担の割り振りに進みたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、割り振りで、皆さんにまず御希望をお聞きしました。その結果を集計したものがございまして、今配付していただいております。

(この後、各委員への審査分担割り振りが行われた。)

原科委員長：

では、そういうことで、おかげさまでスムーズにいきました。最低3名以上にチェックしていただくというふうになりました。有難うございました。

では、これはよろしいですね。では、最終版を確認していただいて。

佐々木主査：

期限と、もう1つ、取りまとめ委員をどなたか。前年度は満田さんだったのですけれども。

原科委員長：

作業をすると。

佐々木主査

一回こっちで集めて、その後に見ていただく。

原科委員長：

今、7月でございますが、時間をかなりたっぷりとって、8月いっぱい、あるいは9月でもいいかなと。9月ぐらいでよろしいですね。

高梨委員：

9月は頭ですか。9月いっぱい？

原科委員長：

中ぐらいでもいいかな。余り遅いとまずいか。

佐々木主査：

佐々木ですけれども、次の会合を、めどですけれども10月20日過ぎに考えています。

原科委員長：

では、9月半ばぐらいでいいですね。

佐々木主査：

9月末でも恐らく大丈夫かと。

原科委員長：

ただ、取りまとめ委員の作業時間が必要でしょう。

佐々木主査：

そうですね。ただ、そこからまだ3週間ありますから。

田中委員：

9月末がいいのではないですか。結構、見る量があるので。

原科委員長：

では、9月末で。取りまとめ委員は、誰にお願いしましょう。去年は満田さん？

佐々木主査：

満田さんです。

原科委員長：

今年もというわけにはいかないでしょう。今年は取りまとめ委員は、どうしましょう。また満田さんは、やってもいいとおっしゃっていましたか。

佐々木主査：

いや、そこまでは。お忙しそうでした。

原科委員長：

松本委員かな。松本委員は学位取得が終わったところで、少しアクティブにできるようなことは言っておられましたけれども。

佐々木主査：

では、事務局から連絡をとってお願いします。

原科委員長：

この中では手を挙げる方はおられませんか。——ないですね。では、連絡をとってみてください。

佐々木主査：

はい。

作本環境社会配慮審査役：

例えば報告書の全部を送っていただきたいというような方は、原科先生以外におられますか。

原科委員長：

私は全部ですけれども。

高梨委員：

私は一応全部送っていただいて。

佐々木主査：

御連絡いただいています。

柳副委員長：

私も一応全部送ってください。お返ししますので。

原科委員長：

そうしてください。見比べた方がいいですからね。

それでは、よろしいでしょうか。

佐々木主査：

では、今のところ、委員長と柳副委員長と高梨委員が全部と。あとは、ご担当される部分を送付します。

田中委員：

自分が担当する分野。

佐々木主査：

それは最低限もちろんお送りします。

原科委員長：

どうもありがとうございました。おかげさまで順調に参りました。

それでは、次に参りましょう。

4) 平成23年度における案件形成調査事業について

原科委員長：

4番目になります。平成23年度案件形成調査事業につきまして、今度は検討いたします。

これは、御承知のとおりでございますが、事業の受託契約方式が変更になりましたので、このことにつきまして御説明いただきたいと思っております。機械・環境産業部の市原部長、お願いいたします。

市原部長：

平成23年度案件形成調査について、御報告を申し上げます。

今、委員長からもお話がありましたように、今年度は事業の形態が変わっております。資料12の別紙1から御説明いたします。

今年度は、経済産業省が、事業仕分けの指摘等を受けまして、全省的な方針として、予算の執行はでき得る限り自ら執行するという方針になっております。本事業の実施に際しても、経済産業省が、調査の実施者を自ら公募することになっておりまして、第1回公募を4月7日に公示し、5月13日に募集を締め切りました。案件の審査・採択のプロセスも、経済産業省が自ら実施するという事で事業が進んでおります。

私どもジェットロが、どのように関わっているかということについては、別紙3をご覧ください。これは、今申し上げましたように、経済産業省が案件の公募、

案件採択など事業を進めていくに際して、それを自ら進めることは人員体制的に難しい。このため、これまで事業が外部に委託されていて、私どもがその一部を請け負っていたわけでございます。今年度から経済産業省は、案件の進行にかかわる部分、契約の管理にかかわる部分を支援してくれる事業管理支援法人を、一般競争入札により選定して、契約に関する経理書類や実施計画書の作成、進捗の管理、報告書のチェック等を委託するという方式になっております。ジェトロは、事業管理支援法人の新日本監査法人より、前年度までと同様の業務を受託するというので、この調査に関して、今までと同じ業務を行っているわけでございます。ただし、このたびの経済産業省の案件公募に際しましては、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインの文字が公募要領の中に入っておりません。そのかわりに、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインの中の記述と同様の記述があって、環境社会配慮をして事業を進めることということで経済産業省の案件募集が行われたわけでございます。

その結果、採択されている案件が別紙2にあるとおりでございます。円借款案件形成等調査においては、インド・ムンバイ地下鉄3号線建設計画調査、インドネシア・ジャワ島地域専門医療サービス整備調査、インドネシア・スンダ海峡大橋・地域開発計画調査、フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査、ベトナム・ニンビン～バイヴォット高速道路建設事業調査、ベトナム・船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査、マケドニア・ビトラ市環境改善事業計画調査の7件。それから、民活インフラ案件形成等調査においては、インド・バンガロール～チェンナイ高速道路建設事業調査、インドネシア・ジャカルタスカルノハッタ国際空港拡張事業調査、インドネシア・ジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査、インドネシア・ジャカルタ特別州廃棄物BOT事業実施可能性調査、インドネシア・東ジャワ州マラン市及び周辺地域での統合型廃棄物発電事業調査、タイ・マエモ石炭ガス化・電力事業調査、フィリピン・セブコンテナ新港及び既存港再開発事業調査、マレーシア・太陽光発電事業調査、南アフリカ共和国・ヨハネスブルク～ダーバン間高速鉄道調査の9件、これが経済産業省によって採択されております。

この事業を進めるに際して、ジェトロは環境社会配慮ガイドラインに従って自らの業務を行うわけですが、資料12の1ページ「実施状況」にありますように、実施計画書をチェックするにあたって、環境社会配慮審査役とともに、機械・環境産業部におきましても、しっかりと環境社会配慮の項目が入るように、また、調査の実施、報告書精査においても、今までと同様、環境社会配慮の項目についてしっかりチェックをして、案件の進行管理をしていくこととなっております。

そのため、今年度、経済産業省の公募の中にはジェトロ環境社会配慮ガイドラインの名称は出ておりませんが、私どもとしては、新日本監査法人とともに、事業管理を請け負わせていただくことに伴って、しっかりと今までどおり、自らのガイドラインに従って案件監理をしていく方針でございます。以上ござ

います。

原科委員長：

有難うございました。

以上の御説明でございます。何か御質問ございますでしょうか。

ジェットロのガイドラインということは明記はしていませんけれども、中身としては、それに相当することを、しっかりとやっていただくということで、指示もされたということでございます。

作本環境社会配慮審査役：

今の23年度の事業との関連で、気になる点を、御相談をかけたいと思います。

ただいま機械・環境産業部長から、今年度予定されている事業の内容と契約方式の変更について御説明がありました。この契約方式が変更になったことで、少なくとも、まず今年度、平成23年度に実施する報告書につきましては、今までちょっと時間がなかった、この報告書にかかわる作業を、4月から既にスタートしてしまっている。場合によっては、新しいガイドラインがまだできていないということで、23年度、今年の4月から行っている事業につきましては、これまでどおりの形で、とりあえずといいますか、進めるしか方法はないのではないか、という気がいたします。

さらに、これに伴って、ガイドラインの改訂が必要となる場合には、ガイドラインの第6号だったと思うのですが、5年目の包括的見直しという規定を前倒しして、早い時期に委員会として着手していただければと思います。その場合に、ガイドラインの改訂というのは、委員の皆様をお願いしなければならないということですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど部長から御説明がありました、平成23年度の事業の仕組みが変わったということによりまして、ちょっと気になる点でございますけれども、経済産業省さんが、今度直接の契約実施者になったということで考えますと、環境社会配慮の実質的な責任者、責任の帰属というのも、やはり経済産業省の方に移ったのではないかと、私は法律をやっていますとそのように感じます。そうしますと、今度、孫請の契約状態にあるジェットロとしましては、どのように環境社会配慮というものを自分のカバーすべき範囲、あるいは責任範囲として考えたらいいのかという、1つの課題が残るのではないかと思います。ODAに対する環境配慮というのは、環境基本法の35条で「国際協力の実施等に当たっての配慮」ということを法定されております。そういうことで、どこかで明確にこれをやらなければいけないということは、はっきりしているわけでございます。

その場合に、委託事業の実施方法というのは、御説明がありましたように、ほとんど変わりが無い、これまでどおり仕事を進めるつもりであるということ聞いてはいるのですけれども、ジェットロの側にとって、ガイドラインという

ものの適用根拠がなくなるわけであります。あるいは、環境社会配慮を実施することについて、実質的にはボランティアでやるというようなことになっていくわけでありますけれども、こういうことでよろしいのかどうかという疑問が生じます。

過去にはガイドラインの適用根拠というものがあるが、応募マニュアルにおいて明記されておりました。そういう意味では、実際上も形式上も、配慮実施に、適用根拠というものを見出すことができたわけであります。委託契約にも言及されていない。だけど、環境社会配慮というのを、独自に持っているこのガイドラインを根拠に、フル適用するということはいかかなものではないかと。やはりそこには、制度的な無理が、若干なりともあるのではないかと。つまり、まず第1番目の疑問であります。

2番目。ジェトロには環境社会配慮の責任帰属が、仮にあいまいとなった、わかりづらくなったような、こういう事業というのを、実際、実施していいのだろうか。極端な質問でありますけれども、そのような疑問が生じます。ジェトロとしては、環境社会配慮の実施を確認すれば足りるのかどうか。自分でやらなくても、確認しさえすれば足りるものであるのかどうか、こういうことがあるのではないかと思います。あるいは、これにかかわりなく、昔のように、受託事業であれば何でも受けていいのか、そういう課題もあるのではないかと。ただ、これは裏返すと、ガイドラインというものを、既にジェトロは持っているわけですから、ガイドラインへのコンプライアンスあるいはCSRへの対応のあり方というものが、ジェトロとして問われる課題でもありますので、慎重に考えていくべきテーマではないかと思います。

次でありますけれども、今回の契約方法が変わることによりまして、諮問委員会の役割あるいは責務というものも、規定の第3条であります。やはり影響を受けるのではないかと思います。意見書の扱いその他についても、今後とも皆さん方のお考えをまたお伺いしたいと思います。

最後でありますけれども、環境社会配慮に関する責任というのは、私自身は、事業の実施責任者であるMETIに移ったものと考えているのですけれども、ただ、やはり実際役所の中で省レベル、局レベルでこれを検討するなんていうことは、恐らく前例もないことですので、時間、コストを考えますと、かなり難しいことではないかという気がしております。これは個人の考えであります。仮に、これまでどおり事業を続けるということになれば、今度、ジェトロが蓄積した経験というもの、あるいはガイドラインを含めてであります。これを利用するというのが、最も効率的で現実的な選択ではないかと、私は個人的には思っております。事業の円滑な継続を確保するためにも、もし経済産業省さんの方で、管理支援団体としてのジェトロではありますけれども、委託事業との関連においてはこのガイドラインの適用を認めてくれるということ、もし言っていただければ、これが最も両方にとっては、便宜的かもしれませんが、仕事を進めやすい方法ではないかと個人的には思っておりますが、皆

さん方はいかがでしょう。

以上です。

原科委員長：

どうも有難うございました。

今のようなことで、責任体制が変わってきましたので、きちんとした裏づけを作っておかなければいけないので、今最後におっしゃったようなことができればいいですね。経産省の方で、ジェトロのガイドラインをきちっと適用する、ということをお願いしたいのだけれども、その辺どうですか。

田中委員：

田中です。私ども J I C A は、円借款案件形成等調査を、先ほどから何度も申し上げていますが、私どもの方でも良いものにして、実際の円借款事業につなげていくことが、やはり税金の使い方として、本当に大事ではないかと思っております。

その中で、J I C A のガイドラインを作るときに、2003～4年ごろに議論したときに、外務省として無償資金協力に対して、環境社会配慮ガイドラインを持っていないのはどういうことなのだという話が出まして、いろいろ議論をする機会がございました。しかしながら、現在も J I C A のガイドラインを、無償資金協力事業の調査段階に適用して、私どもはやっております。したがって、今回、契約のやり方が、経済産業省の皆さんが直接という形で変わった、というお話ではございますけれども、せっかくここで作られたジェトロ環境社会配慮ガイドラインの名前が、どこにあるのか判らないような状況でありますと心配です。私ども J I C A の方に、将来この案件がジェトロの皆さんのガイドラインをベースにつくられた調査報告書ということで繋がってくれば、そこである程度環境社会配慮については担保されている部分があるのではないかという議論になるのですが、そこが全く消えてしまいますと、環境社会配慮をどういうふうに行ったのか、それはどこに明記されているのかというような質疑が恐らく起こってくるのではないかと、そういうふうに思っております。これは私の個人的な意見ですけれども。

したがって、やはり経済産業省の皆様方がこれを実施するに当たっては、今あるジェトロの環境社会配慮ガイドラインを適用した形でこの事業を今後もやっていくということがしっかりと議論された上で、今までどおりやられる方が、特に円借款案件形成等調査につきましては、私ども J I C A としては、将来繋ぐことは、より可能性が出てくると思います。それがないと、今度は非常に難しい状況が起こってくるのではないかと思います。

以上です。

原科委員長：

そうすると、今の趣旨は、皆さん了解していると思うのですが、どんな格好でこれを。指示されたのですから趣旨としてはいいと思うのですが、どのような形でやったらいいですかね。今年度、23年度の公募でも募集要領で、プロジェクトの実施に伴う環境社会面に配慮した調査の実施というのが明記されていますね。このあたりにジェトロのガイドラインという文言が入れば非常にはっきりするのですよね。でも、これは書いていないので、これはこれで、追加でそういうことが明示されればいいのですが。

高梨委員：

高梨ですが、事実関係として、経産省さんの方では、環境ガイドラインをどうするかということについては、何て言うておられるのですか。要するに、彼らは持っていないですよね。環境社会配慮をして下さいということを行っている。受ける企業からすると、どのガイドラインというか基礎に基づいてやったらいいのかということが明示的に出ていないわけですよね。それを知っていて公募されているわけですが、そこについては、何て言うておられるのですか。

市原部長：

そこは我々は関知し得ておりませんが、経済産業省としては、この募集要領に入れた記述に従って、調査実施者にはやってもらいたいという立場なのだと思えます。

高梨委員：

それをジェトロさんの方で、チェックする、受託を受けるわけですよね。

村上課長代理：

村上です。募集要項にのっとって我々は実施をしているわけです。募集要項の調査報告書作成基準というのが、別添4にございますが、そちらの4に「環境社会的側面の検討」という項目がございますが、ここは全く昨年度と変わっていないのですが、ただ、ジェトロのガイドラインの文字が消えています。そこによりますと、JICAのスクリーニング様式であるとか、JBICのガイドラインのスクリーニングフォームもしくはチェックリストに基づいて、環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述することと書いてあります。METIとしては、こちらの項目にのっとって環境社会的側面の検討を行ってくださいということは述べられていると思えます。

高梨委員：

高梨ですが、恐らく経産省さんはなかなかジェトロさんという名前を出しにくいのだと思うのです。だからそういうふうになるということだと、受託者の立場からすると、JICAさんやJBICさんのガイドラインをリファー

してやるということで、実質的に田中さんが言っていたような方向になるのかも知れないのですけれども、ただ、それをジェトロさんがチェックすることになるときに、ジェトロさんの自分たちのガイドラインと違うところでチェックしなければいけないという、厳密に言って、ちょっとジレンマになるのですよね。だから、民間から、受ける側からすると非常に混乱するのではないかな、というのが非常に心配するところです。

村上課長代理：

村上です。我々受託者としてしましては、今回のとってやるのはこの報告書作成基準と、あと報告書作成マニュアルというのがございまして、そちらは昨年度とほぼ同様の内容でつくられております。受託者としては昨年度と同様のチェックという形でとらえております。

高梨委員：

高梨です。受託者というのは、企業者というのですか、実際に作業を受ける、実施する企業の側から立つと、そこがちょっと混乱してしまうのではないかなと。

田中委員：

田中です。今、高梨さんがおっしゃった件につきまして申し上げますけれども、もしJICAとか、そういったガイドラインを参照してということになりますと、もともとこの環境社会配慮諮問委員会自体が、ジェトロ事業の特性を考えたと、この調査に特化した形でのガイドラインを作ってきた経緯を振り返るべきだと思います。ですから、これはJICAのガイドラインを参照してつくってきたという経緯はございますけれども、例えば今の円借款案件形成等調査では期間的なもの、費用的なものも考慮した上で、できる範囲でやれることを考えていこうということで作られたジェトロ環境社会配慮ガイドラインのはずですので、それはやはりお使いになっていただく方がいいと思います。そこにJICAのものをリファーするようになってしまうと、今度はJICAが1年、2年かけてやるような調査のための環境社会配慮ガイドラインの事項が細かく入っていますので、それをリファーしたら、余計混乱を起こす可能性がございまして、せっかく作られたジェトロ環境社会配慮ガイドラインを使うということを明記できるように御議論いただいた方がよろしいかと思います。それが一番透明性も出てきますし、こういった議論もすべて公開されているはずですので、それを見聞きする方に誤解を招かないような形で、きちんとそこは、今あるジェトロ環境社会配慮ガイドラインを尊重し、これを活用し、経済産業省の皆さんとしても利用していくと、いうことが一番大事ではないかなと思います。先ほど申し上げました無償資金協力の議論のときも、最終的には外務省の無償資金協力に携わる皆さんとも議論した上で、JICAのガイドライ

ンをきちんと使っていくと、いう形になってやっているという状況がございます。

市原部長：

市原です。事業管理支援法人は、経済産業省が入札によって決める。その公正・透明なプロセスの確保という観点では、ジェトロが受託できるかどうかはそのときの入札の状況次第ということで、一受注可能性事業者である我々が、政策当局にそういう制度設計をしてもらおうということは、なかなか申し上げにくいことです。事業管理支援法人選定の公正・透明なプロセスの確保という観点からは、今、御提案のありましたようなことは、なかなか申し上げにくいことでございます。

柳副委員長：

柳ですけれども、入札の際に事業管理支援法人というのは、具体的にどの程度の幅を持って採択される可能性があるか。要は、ジェトロ以外のところが、どれだけ採択される可能性があるのか、この点はいかがなのでしょう。

市原部長：

入札である以上、すべての方に、一般競争入札としてイーブンなチャンスがあるというのが会計法上の考え方だと思います。

柳副委員長：

その場合に、それはどのくらいあるのですか。それは何百もあるということですか。要は、今までのガイドラインの適用でいろいろと審査をして、そういったちゃんとした審査部門を持つような支援法人が、日本にどれだけあるのかということですが。具体的に。可能性として金額で落とすだけでは、実際にやってみてできないということになりますから。それは単年度1回こっきりで、そういうことは可能性としてあり得るかもしれませんが、実際にはそういうことはできないと思います。そうやって落としたりしても、実際の支援ができないということになれば、それはまた問題になりますよね。

市原部長：

私どもが入札をする立場になるときに常に意識していることですが、1社入札にならないように、しっかりした仕様を書いて、いろいろな人に事業のチャンスをつくらなくてはいけない、というのが入札の基本的な考え方です。そういう観点から経済産業省の立場を付度すれば、少なくとも複数の事業者が受ける可能性があるような、そういう入札をしているというお立場にあられると思います。

柳副委員長：

柳ですけれども、国民的な立場から、税金を適正に利用していただくという観点から立てば、やはり継続的な蓄積のもとで、いい事業評価をできるようなところが落ちないと、全く国民にとっては意味のないこととか、本当に税金のむだ遣いみたいなことになってしまう。入札制度自体の持っている本質的な問題点というものが、いろいろなところで今あらわになっているのですよね。他の役所だってみんなそうですよね。だから、そういうことをいつまで続けていくのかというのは、政権担当のところが変わればまた変わっていくのだろうとは推測はできますけれども、今は何とも言えませんけれども。それはそれとして、やはりそんなにたくさん、適正に事業管理ができるような支援法人があるとは、とても思えないのです。建前はいいですよ。でも、実際はそんなにはないのではないかなとは思いますが。ただ、公の立場からジェットロが、うちしかありませんとは言えないということはわかっていますけれども。

村山委員：

柳副委員長と基本的な方針は一緒なのですが、どっちにしても、最初に平井理事がおっしゃったように、ジェットロの姿勢として環境社会配慮のレベルを落とさないというお話がありましたので、これについては、今年度、この経産省から出ている資料については、変更の余地は多分ないと思うので、そこはちょっとおいておいたとしても、ジェットロが受ける案件については、これまでどおりやるということは、多分変わらないのだと思うのです。それで、相手の企業から何か問い合わせがあったとしても、それはジェットロの方針としてやっていると言うしかないのだと思います。

そういう意味で、今年度については、そういう方針でやられるということだと思います。来年度以降については、ガイドラインの中に手続的な話が入っているので、そこについては、変更の余地はあるかなと思うのですけれども、基本的な趣旨は、多分変わらないということで、むしろそれでいいことをやっているのだから、ジェットロに受託してもらうという、柳副委員長がおっしゃったとおりで、そういうところが今後も続けばいいのだと思います。むしろ、厄介だからジェットロを避けて、経産省がほかのところに回すなんていう話はおかしな話ですよ。

原科委員長：

経産省の方で、今回は間に合わないから、来年度はジェットロ相当のものを、経産省の中でこの事業に絡んで、持ってもらうようにしたらどうですかね。来年度に向けて。ジェットロのガイドラインは包括的ですから、この事業にかかわる部分だけを経産省で、この事業を実施する以上、ジェットロのものをベースに経産省で持っていただくと。そういう働きかけをしたらよろしいと思います。そうすると、たくさん入札しても、経産省の基準でしっかりチェックさせる。そ

のチェックをするのは、やはりジェットロが一番経験があるから、チェックできるわけですね。そこではジェットロという言葉は要らないけれども、中身としてジェットロのものに相当するものを、経産省で持っていただくのがいいのではないかと思います。そのような可能性はありますか、そういう働きかけは。そういうことができれば、そうしていただいた方がいいですね。今回はとても間に合わないのはわかりますが、来年度以降。

作本環境社会配慮審査役：

やはり役所レベルでまだ難しいのではないのでしょうか。環境ガイドラインをつくるのはいいかもしれませんが、社会面まで入ってガイドラインをつくるということは期待度が高過ぎるのではないかと私は思っているのです。今回の地震もそうでありますけれども、私はやはり社会配慮の側面にまで慣れていないと思います。

原科委員長：

でも、ジェットロは持っているのだから。ジェットロの関係で言えば、経産省でしょう。

作本環境社会配慮審査役：

実際にできるかということになりますと、要望はしたけれどもつくりえない状態というのが延々と続くのではないかと。言いつ放しの状態というのを私は一番恐れるので、はっきりしない状態が、このまま続いてしまうのはよくないのではないかと考えております。

原科委員長：

そうすると、どういう格好でやったらいいですか。はい、どうぞ。

丸上委員：

今までのやり方にも、少し疑問なところはあるのですが、調査を実施する人が環境ガイドラインを遵守するという意識をどれだけ持っていたのか、よくわからないなど。今までも公募の書類には環境ガイドライン遵守が要件として書かれてあったということでしたが、応札されたプロポーザルの中で、調査のTORに環境ガイドラインに従って適切な環境社会配慮がなされているかを確認すると書いてもらうこと、また委託側も調査のTORにその記述が含まれているか否かを評価の基準に入れてチェックするということが大事ではないかと思うのです。

今年度から経産省との契約関係が変わったということですが、多分、経産省にお願いできるのは、調査においては適切な環境社会配慮がなされているかについても確認していくのだということを、入札時のプロポーザル評価の

項目に挙げてもらうことではないでしょうか。経産省に急に環境ガイドラインを作るようお願いするのも難しいことと思います。そこで、ジェトロさんは御自分でガイドラインを作り、そのガイドラインを遵守して環境社会配慮に適切に配慮した活動をしていくと宣言されたわけですから、ジェトロさんが経産省に出すプロポーザルには、自らのガイドライン遵守の取組みを書き、そこを経産省で評価してもらって、ジェトロさんと契約すればよいのではと思います。

原科委員長：

でも、環境社会配慮は募集要領にはっきり書いていますからね。

丸上委員：

募集要領にあっても、それが応札書類のチェック項目にちゃんと挙がって評価されているのかよくわかりませんね。

原科委員長：

この書き方だと、調査を実施していただきますと書いてあるので、チェック項目となり得るのではないですか。これを無視できないと思いますけれども。

丸上委員：

そういうことでしたら、むしろジェトロさんは他の入札者と比べても立派な環境ガイドラインを持っているわけですから、ガイドラインに従って適切に環境社会配慮をしていきますと提案の中に書いて、そこを経産省には積極的に評価してもらって契約することにしてはどうかと思います。

原科委員長：

多分これを根拠にこういう指示をされたのだと思うのです。平井理事、そんな理解でよろしいですか。

平井理事：

冒頭お話ししましたように、今度システムが変わったにしても、ジェトロとしては、ジェトロが持っている環境社会配慮ガイドラインというのを基本的には遵守していくというのは変わらないわけです。だから、これが今年度、具体的にうちの名前が出なくても、うちの今回の受託については、うちのガイドラインをベースにやっていくのだ、ということは変わらないと思います。冒頭申しましたように、うちのトップは環境社会配慮姿勢を後退させないという意向がありますので、そのような考え方でやっていく、というのが私どものスタンスだと思います。

原科委員長：

では、ことしはとにかくこれまでと同じような形でやるけれども、それがどれだけ効力があるかはちょっとわからないのですが、やるしかないのですかね。

高梨委員：

高梨です。結局大事なことは、企業側、受ける側の問題を考えなければいけないのですよね。企業側にもらっている公の公募要領の書類の中には一切ジェトロさんのガイドラインというのは明記されていないのです。プラス、ジェトロさんが審査機関というのですか、事業管理支援機関になっているということも明記されていないのです。これは新日本監査法人が直接受けているわけですね。その再委託をジェトロさんがやっているわけなのです。ですから、企業側からすると、ジェトロさんにチェックされていることがまず1つ、不思議なことと、そのときに環境社会配慮をしっかりと守っていますね、そのためにガイドラインはジェトロのものを使ってください、ということとは言えないのですね。公文書に出ていないですから。それは1つの指標として、こういうものがあるから参考にしてくださいということはあるとしても、それが十分、現在もいろいろな形で満たされていないところはあると思うのですけれども、そのときにジェトロさんのガイドラインを前面に出して、受託した企業に改善を促すということが正式にはなかなか言えない状況だということなのですね。ですから、今後の改善の方法は、やはり経産省さんが企業を決めたときに、何らかの説明会のときに、やはりジェトロさんのガイドライン等というのを、どこかでリファーしてもらおうようにしてもらわないと、いけないのではないかなと。

原科委員長：

ただ、一般的な形としては、事業管理支援法人と経済産業省がともに、それぞれのプロセスで関与していますので、全く根拠がないわけではないと思うのです。事業管理支援法人が必ずしもジェトロとは限らないけれども、ジェトロ以外の主体がやるにしても、何らかのガイドラインに基づいてやらないとうまくできないでしょう。ジェトロはちゃんと持っているからうまくできる。

高梨委員：

23年度は、この法人は新日本監査法人なのですよ。ジェトロさんではないのですよ。

原科委員長：

でも、再委託したときにセットにならないのですか。再委託してしまったら当然責任がなくなっているということはないと思います。再委託ということはセットで。

高梨委員：

再委託というのは、本来こういう段階で出てくる話ではないのですね。

原科委員長：

再委託した以上は、最初の委託先の責任だから、結果的にはそういくのではないですか。

柳副委員長：

柳ですけれども、23年度の契約自体はもう終わっているのですか。

村上課長代理：

契約はまだ。

柳副委員長：

これからですね。ですから、経産省と事業管理支援法人との間の協議をやるわけですよ。協議段階で契約の内容について新日本監査法人が受けているわけですから、当然ジェットロに来るわけですよ。来ない？

村上課長代理：

村上です。事業管理支援法人とMETIとの間の契約はもう終わっています。申し上げたのは、調査する提案法人とMETIとの契約は今交渉中ということです。

柳副委員長：

では、そのときに、環境社会配慮ガイドラインに基づいてうちはやりますよと、ジェットロが受けるという場合になったときにそういうことを宣言してしまったっていいですよ。協議だから。それしか予定が立つところがないではないですか。どうやって判断するのですかといったら、応募要領にもそのまま内部化されているやつをこちらは粛々として今までの経験に基づいて判断しますよと。それしかできないですよ。それ以外のことはできませんし、JICAやほかのガイドラインに基づいてやるということもなかなか難しいですから、それしかないですよ。その協議段階で、次の段階の協議のときにそういうことを、積極的に言っていかなければいけないのではないかなと思います。

村上課長代理：

村上です。採択者とMETIの間では、採択後に契約・精算説明会というのが行われていまして、その場に事業管理支援法人である我々も呼ばれて、METIから明確に、ジェットロ等の指示に従うようにというようなお話はしております。

原科委員長：

資料12の最初のページに書いてありますね。

村上課長代理：

はい、そうです。

原科委員長：

そこでちゃんと、そういうことは伝えられたと。

村上課長代理：

伝えられています。

原科委員長：

そうすると、受ける側の方は、その趣旨は伝わったということですかね。

田中委員：

田中ですけれども、私どもJICAの場合、2004年に作られた環境社会配慮ガイドラインの議論のとき、関係する省庁の本省の課長の皆さん（環境省、国土交通省、経済産業省、農水省）も委員として入っておられました。そのときに議論になったのは、透明性をどう確保するかということが、非常に大事なテーマでした。今ここで議論している状況は、現在ここに参加している人たち以外の人たちが例えばインターネットでこの議事録を見たときに、どこがどうなっているのだというような分かりにくい議論をしているのではないかと思われるしまうと、これはこれで、せっかくジェトロ環境社会配慮ガイドラインがよいものできているわけですから、非常にもったいないなという感じがいたしました。

したがって、もし事業管理支援法人としてジェトロの皆様以外のところが将来的にやるとしたとしても（恐らくジェトロの皆様がやると思うのですけれども）経済産業省の皆さんの方で、この案件を実施するに当たっては、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインをきちんと尊重して運用しながらやっていくと言え、ジェトロ以外の事業管理支援法人が対応する場合でも、民間の企業の方あるいはコンサルの方もジェトロの環境社会配慮ガイドラインを使うということがはっきりします。そこはやはりきちんとしておかないと、どこがどうなっているのかわからないという状況だと、非常にまずい状況になるのではないかなと思いました。私どもJICAの場合もできるだけ公開性を高めるということで、ほとんどのこういった環境社会配慮関連の委員会議事録を公開しています。そのような中で、よく何を言っているのかわからないような状況についてはやはり疑問を持たれることや、一般の国民の方から明確にするように言われることもあると思いますので、はっきりとここはきちんとジェトロの

環境社会配慮ガイドラインを用いて事業を進めるということを経済産業省の方と御議論いただくことが一番大事ではないかなと思いました。そこさえしっかりしておけば、非常に透明性は今後も確保できるのではないかなと思います。

原科委員長：

いかがでしょう。

作本環境社会配慮審査役：

ただいまの田中委員からの意見には、私も全く同意しているのですが、私も既に今年度開始した事業について、何回かプレゼンに呼ばれたのですが、ジェトロのガイドラインという言葉をもしと入れないで、論拠を示さずに、環境社会配慮という絵に書いた餅みたいな、概念は時代によって移り変わっている、内容も変わっている、こういうようなものを念頭に置いて、調査企業に対して、あなたはわかっているはずでしょうというような形で相手を説得することはできません。環境社会配慮事項というのはだんだんに変わってきているわけですね。相手の国・社会の変化によっても変わってきているわけですから、そういうことを抽象的に、絵に書いた餅で、教科書に書いてあるかのような形で、特に企業相手にコストもかかるようなことについて説得することはできません。ですから、論拠として、どのガイドラインを適用するのか、どれに準拠するのかということを明示できないのであれば、今の私どもの環境配慮の質というのは低下する方向にしかないのではないかという気がいたします。やはり第一義的な責任の所在というのは事業の実施責任者にあるということをやまずMETIに認識してもらうことからでなければ、我々が頼むにも頼みようがないという気がいたします。

田中委員：

田中ですがけれども、このジェトロ環境社会配慮ガイドラインを作るときの委員会にも、経済産業省の方も参加されていまして、その辺の議論はおわかりになっていると思います。是非そこは、きちんと明記をするということを御議論いただければと思います。

原科委員長：

では、事業管理支援法人のいかににかかわらず、経産省としては既にでき上がっているジェトロのガイドラインに準拠して環境社会配慮をしていただく、それを経産省に明確に言っていただきたいということになりますかね、我々としては。そういう要求を出しますか。いかがでしょう。他でもJICAとかJBICのを、引用していますからね。

市原部長：

形式的には、事業を受託している立場でございますので、この委員会で出た貴重な御意見をお伝えさせていただきます。結果については、向こうの判断ということになりますが、この場に出た御意見は、ちゃんと私どもはお伝えさせていただきます。貴重な御意見、有難うございました。

原科委員長：

ジェットロがこの調査をずっとやってこられて、十分な蓄積があって、それをベースにつくった、これにぴったり合ったガイドラインですから、そのようなことで、ジェットロが受ける、受けないにかかわらず、このガイドラインは大変意味があると思いますので、ぜひそのようにお伝えください。

それでは、もう時間が4時を過ぎました。この件は今のようなお伝えいただくということで、ぜひよろしく願いいたします。

5) その他

原科委員長：

では、ここまでにいたしまして、「その他」でございますが、何かございますか。

佐々木主査：

今回の会合ですけれども、まだきちっとした日付は確定しておりませんが、10月20日ぐらいで、いかがでしょうかということで、またアンケートをとって、一番多い日ということでお願いしたいと思います。

原科委員長：

では、今回は10月20日前後ということで、改めて日程調整をさせていただきます。

年間スケジュールはどうでしょう。

佐々木主査：

これもきちっとしていないのですが、3回目が12月の中旬ぐらい、4回目は2月の初旬から中旬ぐらい、というふうに考えております。

2回目、次のときに、ガイドラインの修正、新たに御意見も出されましたので、これの案の検討と、意見書の第1回目の取りまとめというふうに考えております。

資料19に前年度意見をどういう形で取りまとめましたかという形式だけを参考までに挙げたのですが、もちろんこうしてくださいということではなくて、これは前年度こうしましたということなので、これに基づいて9月末までに御意見をいただければということで、これは委員長の御指示、御判断をお願いし

たいのですが。

原科委員長：

これは、今回、去年と変える理由は余りないように思います。従来の方針でやるということでございますので、これでいきます。またやってみて、改善すべき点があれば改善していただきますが、一応これを基本にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——はい。有難うございます。では、そんなことですね。

佐々木主査：

有難うございます。

原科委員長：

以上でよろしいですか。

佐々木主査：

はい。

原科委員長：

よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。では、事務局からどうぞ。

佐々木主査：

それでは、本日はこれで終了させていただきます。御多忙中御参加いただきまして、どうもありがとうございました。///<終了>///

午後 4 時 0 6 分 閉会